

お客さま各位

シン・エナジー株式会社

電力小売供給約款・別表単価表の変更について

シン・エナジー株式会社の電力小売供給約款【低圧】および 別表単価表 を 2022 年 8 月 1 日付で以下の通り変更いたしますので、ご案内申し上げます。

電力小売供給約款【低圧】の変更内容（下線部が変更部分です。）

変更箇所	変更前	変更後	摘要																																												
3. 定義 (24) 離島ユニバーサルサービス調整額		(24) 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整制度に基づいて別表 8（離島ユニバーサルサービス調整額）に記載の方法により算出された値をいいます。	新設しました																																												
13. 料金等 (1)	(1) 料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金、および別表 2（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を加算または減算したものの合計といたします。また、契約種別および料金単価は別表 4（契約種別と料金単価）によるものとします。	(1) 料金は、基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進課金、および別表 2（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を加算または減算したものの合計といたします。ただし、九州電力送配電株式会社の供給区域に存するお客さまの需要場所における料金は、前段の金額に、別表 8（離島ユニバーサルサービス調整額）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加算または減算したものの合計といたします。また、契約種別および料金単価は別表 4（契約種別と料金単価）によるものとします。	追記しました。																																												
47. 本約款の実施期日	本約款は 2021 年 12 月 27 日より施行するものとします。	本約款は 2022 年 8 月 1 日より施行するものとします。																																													
別表単価表 1 再生可能エネルギー発電促進課金 (1)	再生可能エネルギー発電促進課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。	再生可能エネルギー発電促進課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示」（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。	規定する条文を修正しました																																												
別表単価表 2 燃料費調整額	燃料費調整額は、燃料費調整単価に使用電力量を乗じた額といたします。なお、燃料費調整単価は、下記の旧一般電気事業者の基準および方法により算定するものとします。ただし、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、および沖縄電力エリアにおける従量電灯プランのうち、最低料金が適用されるプランについて、燃料費調整額以下のとおり使用電力量を乗じた額を加算または減算したものの合計といたします。 <table border="1" data-bbox="331 1181 951 1902"> <thead> <tr> <th>エリア名</th> <th>計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関西電力送配電、中国電力ネットワーク</td> <td>(15kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価</td> </tr> <tr> <td>(15kWh を超える使用電力量について) 15kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四国電力送配電</td> <td>(11kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価</td> </tr> <tr> <td>(11kWh を超える使用電力量について) 11kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">沖縄電力</td> <td>(10kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価</td> </tr> <tr> <td>(10kWh を超える使用電力量について) 10kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価</td> </tr> </tbody> </table>	エリア名	計算方法	関西電力送配電、中国電力ネットワーク	(15kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価	(15kWh を超える使用電力量について) 15kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価	四国電力送配電	(11kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価	(11kWh を超える使用電力量について) 11kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価	沖縄電力	(10kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価	(10kWh を超える使用電力量について) 10kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価	燃料費調整額は、燃料費調整単価に使用電力量を乗じた額といたします。なお、燃料費調整単価は、下記の方法により算定するものとします。ただし、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、および沖縄電力エリアにおける従量電灯プランのうち、最低料金が適用されるプランについて、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。	計算方法を明記しました																																	
エリア名	計算方法																																														
関西電力送配電、中国電力ネットワーク	(15kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価																																														
	(15kWh を超える使用電力量について) 15kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価																																														
四国電力送配電	(11kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価																																														
	(11kWh を超える使用電力量について) 11kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価																																														
沖縄電力	(10kWh までの使用電力量について) 旧一般電気事業者が公表する最低料金に適用される燃料費調整単価																																														
	(10kWh を超える使用電力量について) 10kWh を超える使用電力量×旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価																																														
別表単価表 2 燃料費調整額 イ 平均燃料価格		イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値をもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ は、次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="982 2279 1585 2703"> <thead> <tr> <th></th> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク</td> <td>0.4699</td> <td>—</td> <td>0.7879</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク</td> <td>0.1152</td> <td>0.2714</td> <td>0.7386</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド</td> <td>0.1970</td> <td>0.4435</td> <td>0.2512</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電</td> <td>0.2303</td> <td>—</td> <td>1.1441</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電</td> <td>0.014</td> <td>0.3483</td> <td>0.7227</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク</td> <td>0.1543</td> <td>0.1322</td> <td>0.9761</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電</td> <td>0.2104</td> <td>0.0541</td> <td>1.0588</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電</td> <td>0.0053</td> <td>0.1861</td> <td>1.0757</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力</td> <td>0.2410</td> <td>—</td> <td>1.1282</td> </tr> </tbody> </table> なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。		α	β	γ	北海道電力ネットワーク	0.4699	—	0.7879	東北電力ネットワーク	0.1152	0.2714	0.7386	東京電力パワーグリッド	0.1970	0.4435	0.2512	中部電力パワーグリッド	0.0275	0.4792	0.4275	北陸電力送配電	0.2303	—	1.1441	関西電力送配電	0.014	0.3483	0.7227	中国電力ネットワーク	0.1543	0.1322	0.9761	四国電力送配電	0.2104	0.0541	1.0588	九州電力送配電	0.0053	0.1861	1.0757	沖縄電力	0.2410	—	1.1282	計算方法を明記しました
	α	β	γ																																												
北海道電力ネットワーク	0.4699	—	0.7879																																												
東北電力ネットワーク	0.1152	0.2714	0.7386																																												
東京電力パワーグリッド	0.1970	0.4435	0.2512																																												
中部電力パワーグリッド	0.0275	0.4792	0.4275																																												
北陸電力送配電	0.2303	—	1.1441																																												
関西電力送配電	0.014	0.3483	0.7227																																												
中国電力ネットワーク	0.1543	0.1322	0.9761																																												
四国電力送配電	0.2104	0.0541	1.0588																																												
九州電力送配電	0.0053	0.1861	1.0757																																												
沖縄電力	0.2410	—	1.1282																																												

別表単価表 2 燃料費調整額 ロ 燃料費調整単価		<p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>基準燃料価格は以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="982 706 1409 1130"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク</td> <td>37,200 円</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク</td> <td>31,400 円</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド</td> <td>44,200 円</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド</td> <td>45,900 円</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電</td> <td>21,900 円</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電</td> <td>27,100 円</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク</td> <td>26,000 円</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電</td> <td>26,000 円</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電</td> <td>27,400 円</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力</td> <td>25,100 円</td> </tr> </tbody> </table>		基準燃料価格	北海道電力ネットワーク	37,200 円	東北電力ネットワーク	31,400 円	東京電力パワーグリッド	44,200 円	中部電力パワーグリッド	45,900 円	北陸電力送配電	21,900 円	関西電力送配電	27,100 円	中国電力ネットワーク	26,000 円	四国電力送配電	26,000 円	九州電力送配電	27,400 円	沖縄電力	25,100 円	計算方法を明記しました				
	基準燃料価格																												
北海道電力ネットワーク	37,200 円																												
東北電力ネットワーク	31,400 円																												
東京電力パワーグリッド	44,200 円																												
中部電力パワーグリッド	45,900 円																												
北陸電力送配電	21,900 円																												
関西電力送配電	27,100 円																												
中国電力ネットワーク	26,000 円																												
四国電力送配電	26,000 円																												
九州電力送配電	27,400 円																												
沖縄電力	25,100 円																												
別表単価表 2 燃料費調整額 ハ 燃料費調整単価の適用		<p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="982 1368 1797 2089"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間	毎年11月1日から1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間	毎年12月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間	計算方法を明記しました
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																												
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間																												
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間																												
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間																												
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間																												
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間																												
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間																												
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間																												
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間																												
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間																												
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間																												
毎年11月1日から1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間																												
毎年12月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間																												
別表単価表 2 燃料費調整額 (2) 基準単価		<p>(2) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 従量電灯プランのうち、最低料金が適用されるプランについて</p> <p>関西電力送配電</p> <table border="1" data-bbox="1104 2243 1745 2323"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで</td> <td>2円47銭5厘</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>16銭5厘</td> </tr> </table> <p>中国電力ネットワーク</p> <table border="1" data-bbox="1104 2362 1745 2442"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の15キロワット時まで</td> <td>3円68銭0厘</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>24銭5厘</td> </tr> </table> <p>四国電力送配電</p> <table border="1" data-bbox="1104 2481 1745 2561"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の11キロワット時まで</td> <td>2円15銭4厘</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>19銭6厘</td> </tr> </table> <p>沖縄電力</p> <table border="1" data-bbox="1104 2599 1745 2680"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の10キロワット時まで</td> <td>3円15銭7厘</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>31銭6厘</td> </tr> </table>	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円47銭5厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭5厘	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘	最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円15銭4厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭6厘	最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	3円15銭7厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31銭6厘	計算方法を明記しました		
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円47銭5厘																											
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭5厘																											
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘																											
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘																											
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円15銭4厘																											
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭6厘																											
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	3円15銭7厘																											
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31銭6厘																											

		(ロ) (イ) 以外の場合																							
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 キロワット時につき</td> </tr> <tr> <td>北海道電力ネットワーク</td> <td>19 銭7 厘</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク</td> <td>22 銭1 厘</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド</td> <td>23 銭2 厘</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド</td> <td>23 銭3 厘</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電</td> <td>16 銭1 厘</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電</td> <td>16 銭5 厘</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク</td> <td>24 銭5 厘</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電</td> <td>19 銭6 厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電</td> <td>13 銭6 厘</td> </tr> <tr> <td>沖縄電力</td> <td>31 銭6 厘</td> </tr> </table>		1 キロワット時につき	北海道電力ネットワーク	19 銭7 厘	東北電力ネットワーク	22 銭1 厘	東京電力パワーグリッド	23 銭2 厘	中部電力パワーグリッド	23 銭3 厘	北陸電力送配電	16 銭1 厘	関西電力送配電	16 銭5 厘	中国電力ネットワーク	24 銭5 厘	四国電力送配電	19 銭6 厘	九州電力送配電	13 銭6 厘	沖縄電力	31 銭6 厘	
	1 キロワット時につき																								
北海道電力ネットワーク	19 銭7 厘																								
東北電力ネットワーク	22 銭1 厘																								
東京電力パワーグリッド	23 銭2 厘																								
中部電力パワーグリッド	23 銭3 厘																								
北陸電力送配電	16 銭1 厘																								
関西電力送配電	16 銭5 厘																								
中国電力ネットワーク	24 銭5 厘																								
四国電力送配電	19 銭6 厘																								
九州電力送配電	13 銭6 厘																								
沖縄電力	31 銭6 厘																								

別表単価表 8
離島ユニバーサルサービス調整

8. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α	β	γ
1,0000	-	-

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、上限価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が上限価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、上限価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島基準燃料価格・上限価格

離島基準燃料価格	上限価格
52,500 円	78,800 円

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

計算方法を明記しました。

		離島平均燃料価格算定期間 毎年1月1日から3月31日までの期間 毎年2月1日から4月30日までの期間 毎年3月1日から5月31日までの期間 毎年4月1日から6月30日までの期間 毎年5月1日から7月31日までの期間 毎年6月1日から8月31日までの期間 毎年7月1日から9月30日までの期間 毎年8月1日から10月31日までの期間 毎年9月1日から11月30日までの期間 毎年10月1日から12月31日までの期間 毎年11月1日から1月31日までの期間 毎年12月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間 その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間 その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間 その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間 その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間 その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間 その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間 その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日前日までの期間 翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日前日までの期間 翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日前日までの期間 翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間 翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間			
		(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。				
		<table border="1" data-bbox="982 1130 1266 1205"> <tr> <td data-bbox="982 1130 1266 1169">1 キロワット時こつき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="982 1169 1266 1205">3 厘</td> </tr> </table>		1 キロワット時こつき	3 厘	
1 キロワット時こつき						
3 厘						